

## 1. 総則

### 1.1. 背景及び目的

石綿（アスベスト）に関しては、平常時での建築物の解体等の際に発生する石綿の飛散のほか、地震や豪雨による災害時には、石綿含有建築材料を使用した建築物等の倒壊・損壊に伴う外部への露出による石綿の飛散・ばく露のおそれが指摘されている。

国では、東日本大震災及び熊本地震の経験や大気汚染防止法の改正などを踏まえ、平成 29 年 9 月及び令和 5 年 4 月に、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（以下『災害時マニュアル（第 3 版）』という。）を順次改訂しており、従来の内容から、石綿使用状況の把握などの「平常時における準備」などが追加され、平常時から関係部署と連携して情報を共有・整理するとともに、災害時の迅速な対応に向け、石綿飛散防止対策に係る実施事項及び実施体制をマニュアル等に定めておくことが望ましいとされた。

本マニュアルは、市内における災害時の石綿飛散防止対策について基本的な実施事項等を定めるとともに、平常時から関係部署が連携して迅速な対応を図ることで、より一層の市民の安全・安心の確保を目的とする。

### 1.2. 本マニュアルの位置づけ

- ✓ 国の『災害時マニュアル（第 3 版）』の内容を踏まえ、市内における災害時の石綿飛散防止対策について、「平常時」を含めた時期区分ごとの基本的な実施事項及び実施体制を定める。
- ✓ 実際の運用に当たっては、「北九州市地域防災計画」及び「北九州市災害廃棄物処理計画（令和元年 6 月策定）」と整合・連携を図りつつ、災害の規模・種類・被害の程度などの状況に応じて適切かつ柔軟に対応するものとする。

### 1.3. 対象災害

- ✓ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定される「暴風」、「竜巻」、「豪雨」、「豪雪」、「洪水」、「崖崩れ」、「土石流」、「高潮」、「地震」、「津波」、「噴火」、「地滑り」等とする。

### 1.4. 対象建築物等


- ✓ 建築物及び工作物とする。
- ✓ 「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものをいう。

- ✓ 「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架台、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

#### 1.5. 対象石綿

- ✓ 対象とする石綿は、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトの6種類とする。

- ✓ 対象とする石綿含有建材の種類は、下表のとおりとする。

石綿含有建材の種類	飛散性※
吹付け石綿	高  低
石綿含有保温材等	
石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材	

※飛散の程度は、解体時にはその工法等により、又、建材の損傷劣化等の状況により左右される。

出典：災害時マニュアル（第3版）

○石綿含有建材の例

- ・吹付け石綿（レベル1建材）



鉄骨耐火被覆材



天井断熱材

- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2建材）



配管エルボの保温材



煙突用断熱材

- ・石綿含有成形板等（レベル3建材）



スレート波板



ビニル床タイル

出典：目で見えるアスベスト建材（第2版）国土交通省

### 1.6. 時期区分

- ✓ 本マニュアルにおける災害時の「時期区分」及び「石綿飛散の要因」は、環境省『災害廃棄物対策指針（改訂版）』に示す時期区分及び『災害時マニュアル（第3版）』の内容を踏まえ、下表のとおりとする。

時期区分	時間経過	石綿飛散の要因	本マニュアルでの対応	
平常時	—	—	2. 平常時における準備	
災 害 発 生				
初動対応	～数日 (目安)	建築物等の倒壊・損壊	3. 災害発生時の 応急対応 (3.1.)	5. 立入 検査 及び 環境 モニ タリ ング
応急対応	～3カ月 (目安)	吹付け石綿等の露出	3. 災害発生時の 応急対応 (3.2. 及び3.3.)	
復旧・ 復興	3カ月～ (目安)	被災建築物の解体・撤去、補修 建築物の解体で発生した廃棄物の処理	4. 解体等工事 における石綿の飛散 防止等	

### 1.7. 北九州市アスベスト対策連絡会議の役割

- ✓ 本市では、石綿対策を円滑に推進していくため、平成元年より、保健福祉局、環境局及び建築都市局の関係部署で構成される「北九州市アスベスト対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、関係部署間の情報共有を行い、石綿対策に関する市内の連携強化及び統一的な対応を行っている。
- ✓ 災害時の石綿飛散防止対策は、関係部署が連携して対応することが重要であり、連絡会議を活用して、平常時の準備を含めた情報共有及び課題の整理・解決に向けた検討を行う。